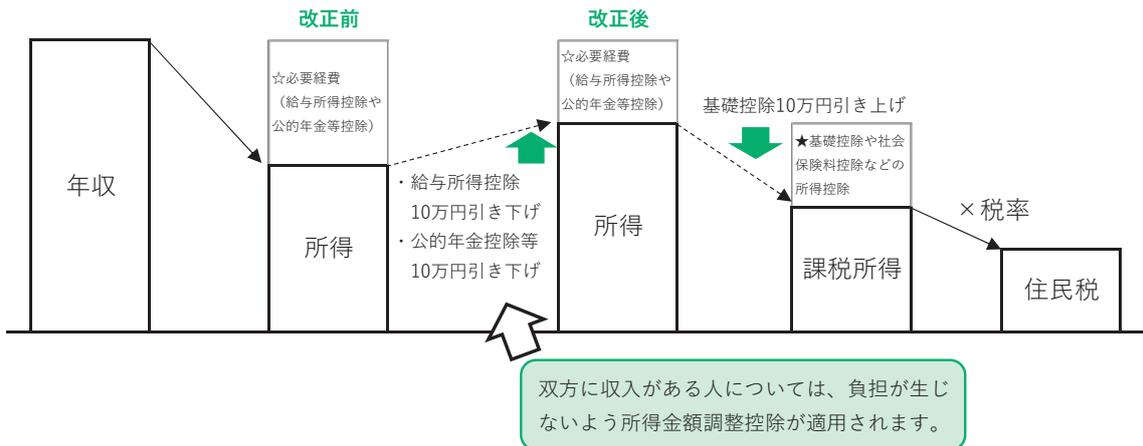


# 個人町民税・道民税（住民税の）制度が改正されました。

令和3年度の個人町民税・道民税から適用される、控除の計算方法や措置などの改正点についてお知らせします。

## 給与所得控除・公的年金等控除と基礎控除の見直し

給与所得控除額と公的年金等控除額が一律10万円引き下げられる代わりに、基礎控除を10万円引き上げる内容となっており、双方に収入がある人については、負担が生じないよう所得金額調整控除が適用されます。



※給与所得および年金所得がある人は、一方に係る控除額のみが減額されます。

所得金額調整控除とは？

{ 給与所得控除後の給与等の金額 (10万円超の場合は10万円)

+ 公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円超の場合は10万円) } - 10万円 = 所得金額調整控除額

## 所得控除の合計所得金額の要件の見直し

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件	合計所得金額 48万円	合計所得金額 38万円
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額の要件	合計所得金額 48万円超 133万円以下	合計所得金額 38万円超 123万円以下
勤労学生控除の合計所得金額の要件	合計所得金額 75万円以下	合計所得金額 65万円以下

## 住民税が非課税となる要件の見直し

- (1) 障がい者、未成年者、寡婦（夫）またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人
- (2) 前年の合計所得金額が、次による額以下の人
  - ・同一生計配偶者または扶養親族がいない場合  
38万円
  - ・同一生計配偶者または扶養親族がいる場合  
 $38万円 \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族} + 1) + 27万円$



お問い合わせは住民課税務係（電話32-2422）まで